

平成27年11月2日

答申第624号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画」に対する総務大臣意見のうち、「視聴行動の変化や技術革新の動向等も踏まえ、未払者への対処方策も含めて、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方について、広く国民の意見を聴取し、その結果を踏まえた検討を行うこと」に関し、「当該調査に関する調査内容（調査実施日、調査方法、調査対象者、調査相手、調査有効数、調査項目、各項目の調査結果）が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。
これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

なお、NHKでは、日ごろよりさまざまな機会を通じて広く国民の意見を伺っており、総務大臣の意見も踏まえて、メディア環境や放送・サービス展開等も考慮しつつ、受信料制度のあり方を研究している。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い
は妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第638号諮問、審議、答申